

6 イタリア (Italy)

援助政策等

1. 基本政策

2014年、27年ぶりに改正が行われた政府開発援助基本法において、開発援助はイタリアの外交政策の一部であり、国連憲章および欧州連合基本権憲章の原則に従って、平和と正義の促進、民族間の団結という目的に資する（第1条）ものと規定した。また、国連、EU、そのほかの国際機関の国際的戦略や計画に沿って、貧困と不平等の削減、持続的発展、人権の尊重、男女平等、紛争の予防、平和プロセスの促進、和解、紛争後の安定化、民主主義の強化を目指す（同2条）としている。

開発援助政策の方針は、外務・国際協力大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済財政省、経済振興省等からの関係者が参加する。現在執行中の「開発援助指針2017～2019年」では、開発政策における移民への対応の重要性を認識し、EUとして、持続可能な開発のための2030アジェンダ実現のための共通の原則および価値観の下、欧州の対外援助効果を最大限とするために、各国との協力を強化している。

2. 援助規模

2017年のODA実績は約58.6億ドルで対前年比15.1%増。また、ODAの対GNI比は2016年の0.27%から0.30%に増加した。

イタリアは経済危機の影響により、2012年にODA予算を大幅に削減（前年比38%減）したが、2013年から再び回復している。2017年予算法におけるODA予算総額の3か年計画は、2017年約44.5億ユーロ（約50.2億米ドル^{注1}）、2018年約42.8億ユーロ（約48.3億米ドル^{注1}）、2019年43.1億ユーロ（約48.6億米ドル^{注1}）を予定している。

3. 重点分野・地域

優先分野は、農業・食料安全保障、人材開発・教育・文化、保健、人権・平等である。2016年に改訂された2016-2018年の開発戦略に続き、現在の「開発援助指針2017～2019年」においても、地中海を越えて欧州に到達する移民・難民問題への対応として、ニジェールをは

じめ難民の出身国であるサブサハラ・アフリカの経済社会開発に資する農業、人材開発が優先されている。そのほか、環境保護、エネルギー、保健、教育の分野にも力を入れている。

実施体制

1987年の政府開発援助基本法により、二国間援助（有償・無償資金協力、技術協力）および国連関係機関に対する拠出は、外務・国際協力省が一元的に管理し、世界銀行等、国際金融機関に対する拠出については、経済財政省が管轄することが規定されている。両省で政府開発援助予算の73%を管轄しており、残りは他省庁等に配分される。関係政府機関間の調整は、開発協力運営委員会で行われる。

外務・国際協力省開発協力総局は6部および1ユニットから構成され、職員数は約100名（2018年）。後述の開発協力庁（AICS）の発足を受け、2016年5月に外務・国際協力省開発協力総局の組織改編のための法律が議会で承認されたため、300名以上が在籍していた外務・国際協力省開発協力総局の職員数は上記のとおり削減された。また、援助の有効性向上のための専門的援助実施機関として、新しく制定された政府開発援助基本法に基づき、2016年1月に外務・国際協力省の下に開発協力庁（AICS）が設置された。2018年12月時点で職員総数は238名で、これには80名の在外現地職員および34名の外部専門家を含む。最終的には国内と在外合わせて300名の雇用が見込まれている。合計20の在外事務所を有している。

国別援助計画は引き続き外務・国際協力省が策定している。また、200万ユーロ（約236.1万米ドル^{注2}）を超える案件については、開発協力運営委員会の承認を得て実施する。同委員会は外務・国際協力大臣が委員長となり、外務・国際協力副大臣、外務・国際協力省開発総局長、開発協力庁長官が参加し、投票権を持たない参加者として経済振興省および案件ごとの関係各省の代表が参加する。国際機関を通じた援助については引き続き外務・国際協力省が所掌している。

有償資金協力は、外務・国際協力省の要請を受けて開発協力運営委員会承認された案件につき、経済財政省

注1：ユーロ／米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを用いる。

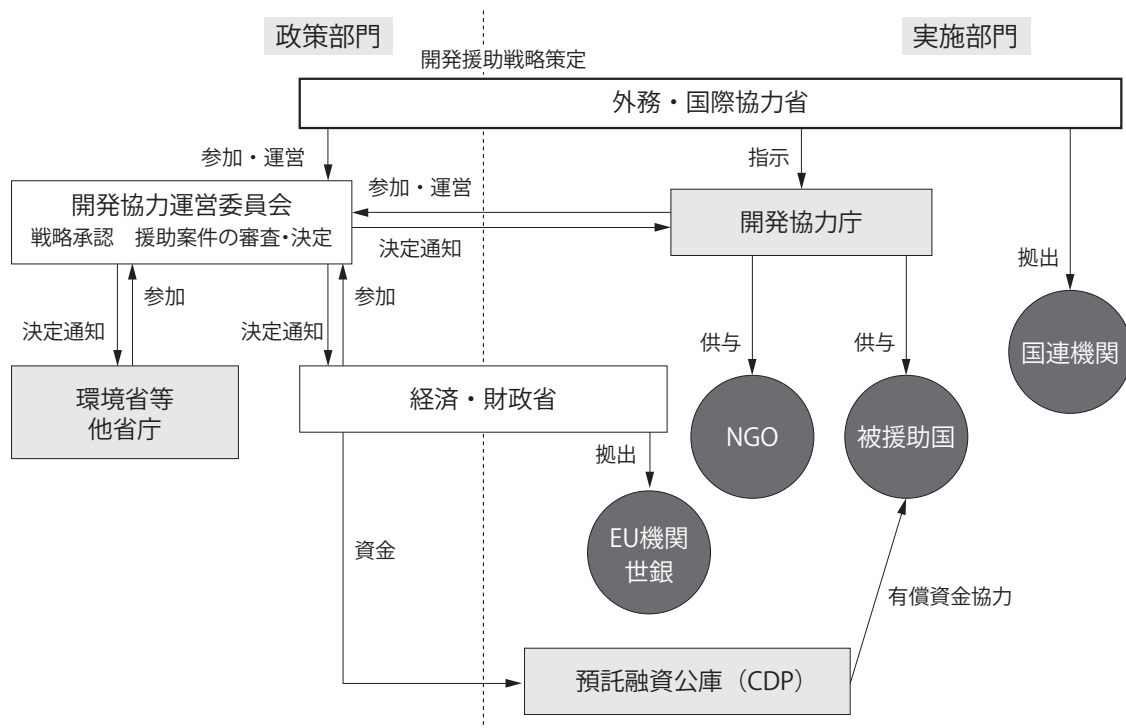
注2：ユーロ／米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを用いる。

の委託を受けた政府系金融機関（預託融資公庫（CDP））
が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

●ホームページ

開発協力庁： <https://www.aics.gov.it/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

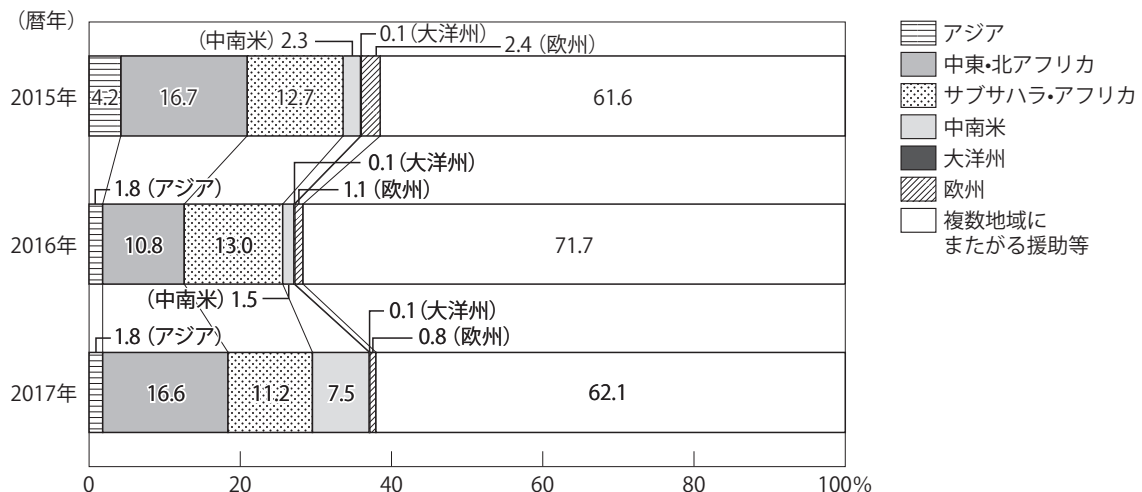
順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	103.57	5.7	1	ギニアビサウ	101.89	4.2	1	イラク	128.15	4.3
2	イラク	51.05	2.8	2	トルコ	69.06	2.9	2	トルコ	111.75	3.8
3	[パレスチナ]	31.27	1.7	3	アフガニスタン	30.50	1.3	3	キューバ	96.21	3.2
4	チュニジア	26.82	1.5	4	イラク	21.51	0.9	4	ニジェール	79.17	2.7
5	アルバニア	25.07	1.4	5	ギニア	21.41	0.9	5	リビア	60.37	2.0
6	レバノン	22.40	1.2	6	チュニジア	20.58	0.9	6	チュニジア	46.22	1.6
7	モザンビーク	19.56	1.1	7	レバノン	20.15	0.8	7	アフガニスタン	42.97	1.4
8	エチオピア	18.66	1.0	8	エチオピア	19.06	0.8	8	レバノン	38.63	1.3
9	セネガル	16.73	0.9	9	[パレスチナ]	18.84	0.8	9	[パレスチナ]	33.19	1.1
10	スーダン	13.93	0.8	10	シリア	17.64	0.7	10	モザンビーク	22.42	0.8
10位の合計		329.06	18.0	10位の合計		340.64	14.1	10位の合計		659.08	22.1
二国間ODA合計		1,829.36	100.0	二国間ODA合計		2,420.26	100.0	二国間ODA合計		2,977.01	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

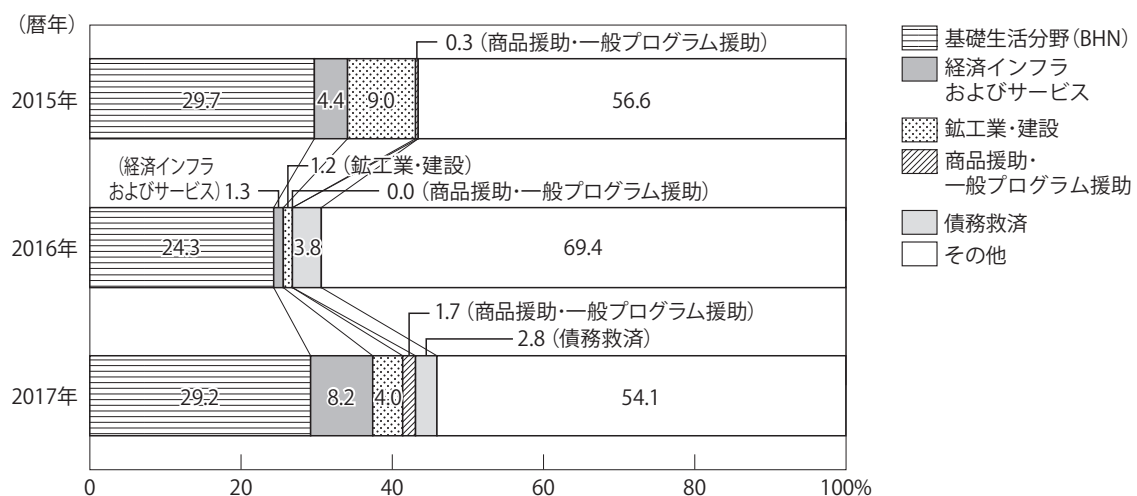
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。